

## 參考資料

## 第3次くまもと21ヘルスプランの目標の達成状況

第3次くまもと21ヘルスプランでは、生活習慣の6領域（身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康）で68項目、生活習慣病の発症予防として35項目、ライフステージ特有の健康課題への対策として13項目、社会環境の整備2項目、計118項目の目標を指標としました。

これらの指標については、各種調査により評価を実施する予定でしたが、平成28年熊本地震発災により、「県民健康・栄養調査」「学校保健生活実態調査」は中止を余儀なくされました。そのため、これまで次期計画策定の前年に実施していた「熊本県健康づくりに関する意識調査」を拡大して実施した「平成29年度熊本県健康・食生活に関する調査」のデータ等を用いて、取組状況や達成状況について分析、評価しました。結果として、半数近くの指標の現状値が算出不能となっており、評価については課題が残りました。

内容をみていくと、生活習慣6領域の68指標のうち、算定不能を除いた23指標について評価したところ、「達成」が4項目(17.4%)、「前進」が13項目(56.5%)、「維持」が1項目(4.3%)、「後退」が5項目(21.7%)という状況でした。評価できた指標のうち7割は「達成」及び「前進」という反面、指標の6割近くが、評価算定不能という状況です。十分な評価ができなかったこと、後退した指標もあることから、引き続き、より良い生活習慣の形成等に取り組んでいく必要があります。

生活習慣病の発症予防・重症化予防対策については、35項目を指標としました。29指標について評価したところ、9指標が「達成」、17指標が「前進」、1項目が「維持」、2指標が「後退」という結果でした。前進はしたもののまだ目標達成までは至っていない指標もあり、特に糖尿病対策では、全国より糖尿病予備群や有病者が多いという現状等も踏まえると、今後も更なる取組が必要です。

ライフステージ特有の健康課題については、13項目を指標とし評価したところ、6項目が「達成」、2項目が「前進」、1項目が「維持」、4項目が「後退」という結果でした。目標達成及び前進したものもありますが、まだ目標達成には至っていないものもあり、人口構造や人々を取り巻く社会環境の変化に影響される指標や新たな課題も発生しているため、引き続き取組が必要です。

各指標の改善状況については、「第3次くまもと21ヘルスプランの評価一覧表」に示したとおりです。

## 目標の達成状況

| 分野              |                | 指標数     | 評価を行った指標 | 結果      |        |         |        |        |    |
|-----------------|----------------|---------|----------|---------|--------|---------|--------|--------|----|
|                 |                |         |          | 達成      | 前進     | 維持      | 後退     | 策定不能   |    |
| 生活習慣            | 子どもの頃からの生活習慣形成 | 食生活・運動  | 13       | 3       |        | 3       |        |        | 10 |
|                 |                | 歯・口腔の健康 | 3        | 3       |        | 3       |        |        |    |
|                 |                | たばこ     | 3        | 0       |        |         |        |        | 3  |
|                 |                | アルコール   | 3        | 0       |        |         |        |        | 3  |
|                 |                | 小計      | 22       | 6       | 0      | 6       | 0      | 0      | 16 |
|                 |                | (%)     |          | (100.0) | (0.0)  | (100.0) | (0.0)  | (0.0)  |    |
|                 | 生涯を通じた健康づくり    | 栄養・食生活  | 13       | 4       |        | 3       |        | 1      | 9  |
|                 |                | 身体活動・運動 | 8        | 0       |        |         |        |        | 8  |
|                 |                | 歯・口腔の健康 | 6        | 6       | 1      | 1       | 1      | 3      |    |
|                 |                | 睡眠・休養   | 1        | 1       |        |         |        | 1      |    |
|                 |                | たばこ     | 13       | 6       | 3      | 3       |        |        | 7  |
|                 |                | アルコール   | 5        | 0       |        |         |        |        | 5  |
|                 |                | 小計      | 46       | 17      | 4      | 7       | 1      | 5      | 29 |
|                 |                | (%)     |          | (100.0) | (23.5) | (41.2)  | (5.9)  | (29.4) |    |
|                 | 合計             | 68      | 23       | 4       | 13     | 1       | 5      | 45     |    |
| (%)             |                | (100.0) | (17.4)   | (56.5)  | (4.3)  | (21.7)  |        |        |    |
| 生活習慣病発症予防・重症化予防 | 特定健診・保健指導      | 3       | 3        |         | 3      |         |        |        |    |
|                 | 糖尿病対策          | 8       | 8        | 4       | 2      |         | 2      |        |    |
|                 | 循環器疾患対策        | 8       | 2        | 2       |        |         |        | 6      |    |
|                 | がん対策           | 16      | 16       | 3       | 12     | 1       |        |        |    |
|                 | 小計             | 35      | 29       | 9       | 17     | 1       | 2      | 6      |    |
|                 | (%)            |         | (100.0)  | (31.0)  | (58.6) | (3.4)   | (6.9)  |        |    |
| ライフステージ特有の健康課題  | 次世代の健康づくり      | 3       | 3        |         | 1      |         | 2      |        |    |
|                 | 働く世代の心の健康      | 3       | 3        | 2       |        |         | 1      |        |    |
|                 | 高齢者の健康づくり      | 7       | 7        | 4       | 1      | 1       | 1      |        |    |
|                 | 小計             | 13      | 13       | 6       | 2      | 1       | 4      | 0      |    |
|                 | (%)            |         | (100.0)  | (46.2)  | (15.4) | (7.7)   | (30.8) |        |    |
| 社会環境の整備         |                | 2       | 2        |         | 1      | 1       |        |        |    |
| 総計              |                | 118     | 67       | 19      | 33     | 4       | 11     | 51     |    |
| (%)             |                |         | (100.0)  | (28.4)  | (49.3) | (6.0)   | (16.4) |        |    |

### 目標達成の判定

目標達成の算出式：(現状値－策定時の現状)／(H29目標値－策定時の現状)×100

達成：現状が計画で定めた目標値に到達しているもの

前進：目標値に対する達成状況が10%以上で目標には達していないのもの

維持：目標値に対する達成状況が－10%から10%未満のもの

後退：目標値に対する達成状況が－10%未満

# ○熊本県健康増進計画（第3次くまもと21ヘルスプラン）

## 評価指標の目標達成状況一覧表

【達成状況の考え方】

達成状況の算出式：(現状値－策定時の現状)／(目標値－策定時の現状)×100

◎ 達成：目標到達

○ 前進：達成状況10%以上で目標には達していない

△ 維持：達成状況が-10%から10%未満、又は計画策定時の値から(ほとんど)変化していない

× 後退：達成状況が-10%未満、又は計画策定時の値から後退している

— 算出不能、評価不能

### 1. 子どものころからの生涯を通じたより良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進

#### (1) 子どもの頃からのより良い生活習慣の形成

| 分類  | 評価指標名   | 策定時の現状 (H23) |            | 現状<br>(把握可能な最新値) | 目標 (H29) | 達成状況          | 出典                    |
|---|---|--------------|------------|------------------|----------|---------------|-----------------------|
| 食生活と運動                                    | 肥満傾向児の割合<br>(小学5年生)   | 男子           | 10.7%      | 10.22%(H28)      | 7%以下     | ○             | 熊本県教育委員会調査            |
|   |   | 女子           | 8.2%       | 8.48%(H28)       |          | ○             |                       |
|   | 夜寝る前に間食をする子どもの割合  | 幼児           | 61.9%      | 61.1%(H25.3)     | 50%以下    | —             | 熊本県「子どもの食生活に関するワカチ調査」 |
|   |   | 小学生          | 57.8%      | 調査中止のため未把握       | 50%以下    | —             | 県民・健康栄養調査             |
|   |   | 中高生          | 70.9%      | 調査中止のため未把握       | 50%以下    | —             |                       |
|   | 朝ごはんを毎日食べる子どもの割合  | 3歳児          | 88.2%      | 93.3%(H27)       | 100%     | ○             | 市町村3歳児健康診査            |
|   |   | 小学5年生        | 87.7%      | 85.2%(H29)       | 95%以上    | —             | 熊本県教育委員会調査            |
|   |   | 中学2年生        | 85.2%      | 83.6%(H29)       | 90%以上    | —             |                       |
|   | 週5回以上家族そろって食事をする子どもの割合                                      | 小学校低学年       | 91.3%      | 調査中止のため未把握       | 100%     | —             | 県民健康・栄養調査             |
|   |   | 小学校高学年       | 85.4%      | 調査中止のため未把握       | 100%     | —             |                       |
| 「体を動かすのが好き」と答える児童・生徒の割合<br>(小学5年生から高校3年生) | 男子  | 80.8%        | 調査中止のため未把握 | 増加               | —        | 熊本県学校保健生活実態調査 |                       |
|   | 女子  | 60.1%        | 調査中止のため未把握 | 増加               | —        |               |                       |
| 歯・口腔の健康                                   | むし菌のない幼児(3歳児)の割合  | 72.56%(H22)  |            | 74.82%(H27)      | 80%以上    | ○             | 市町村3歳児健康診査            |
|   | 噛み合わせに問題がある幼児(3歳児)の割合                                       | 17.2%(H22)   |            | 17.7%(H27)       | 15%以下    | ○             | 市町村3歳児健康診査            |
|   | 12歳児の一人平均むし菌数   | 1.65本        |            | 1.1本(H28)        | 1.0本以下   | ○             | 熊本県歯科保健状況調査           |
| たばこ                                       | 未成年者の喫煙割合<br>「今までにタバコを一口でも吸ったことがある」と答える児童・生徒                | 小学5・6年生      | 4.2%       | 調査中止のため未把握       | 0%       | —             | 熊本県学校保健生活実態調査         |
|   |   | 中学生          | 6.3%       |                  |          | —             |                       |
|   |   | 高校生          | 11.6%      |                  |          | —             |                       |
| アルコール                                     | 未成年者の飲酒割合<br>「今までにアルコールの入った飲み物(お酒やビールなど)を飲んだことがある」と答える児童・生徒 | 小学5・6年生      | 43.5%      | 調査中止のため未把握       | 0%       | —             | 熊本県学校保健生活実態調査         |
|   |   | 中学生          | 42.5%      |                  |          | —             |                       |
|   |   | 高校生          | 48.9%      |                  |          | —             |                       |

#### (2) 生涯を通じた健康づくりの推進

| 分類                | 評価指標名                             | 策定時の現状 (H23)   |                | 現状<br>(把握可能な最新値) | 目標 (H29)   | 達成状況       | 出典         |           |
|-------------------|-----------------------------------|----------------|----------------|------------------|------------|------------|------------|-----------|
| 栄養・食生活            | 適正体重を維持している人の割合                   | 小学5年生肥満傾向児(再掲) | 男子 10.7%       | 10.22%(H28)      | 7%以下       | ○          | 熊本県教育委員会調査 |           |
|                   |                                   |                | 女子 8.2%        | 8.48%(H28)       |            | ○          |            |           |
|                   |                                   |                | 20歳～60歳代男性の肥満者 | 35.4%            | 調査中止のため未把握 | 20%以下      | —          | 県民健康・栄養調査 |
|                   |                                   |                | 30歳代女性のやせ      | 14.8%            | 調査中止のため未把握 | 10%以下      | —          |           |
|                   | 夜寝る前に間食する人の割合<br>(19～64歳)         | 男性             | 52.7%          | 調査中止のため未把握       | 50%以下      | —          | 県民健康・栄養調査  |           |
|                   |                                   | 女性             | 59.0%          | 調査中止のため未把握       | 55%以下      | —          |            |           |
|                   | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人 | 男性             | 38.3%          | 調査中止のため未把握       | 50%以上      | —          | 県民健康・栄養調査  |           |
|                   |                                   | 女性             | 30.8%          | 調査中止のため未把握       | 50%以上      | —          |            |           |
|                   | 食塩摂取量                             | 10.3g          |                | 調査中止のため未把握       | 8g以下       | —          | 県民健康・栄養調査  |           |
|                   | 野菜摂取量                             | 260.2g         |                | 調査中止のため未把握       | 350g以上     | —          |            |           |
| 果物摂取量100g未満の人の割合  | 65.0%                             |                | 調査中止のため未把握     | 48%以下            | —          | 県民健康・栄養調査  |            |           |
| くまもと健康づくり応援店の指定数  | 323店舗<br>(H25.3月現在)               |                | 437店舗(H28)     | 480店舗            | ○          | 健康づくり推進課調べ |            |           |
| 特定給食施設等の栄養管理の質の向上 | 立入指導率                             | 24%            | 19.7%(H29.3)   | 35%以上            | ×          | 健康づくり推進課調べ |            |           |

| 分類                          | 評価指標名   | 策定時の現状 (H23)    |                | 現状<br>(把握可能な最新値)           | 目標 (H29)                   | 達成状況                   | 出典              |                 |
|-----------------------------|---|-----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| 身体活動・運動                     | 1人1日あたりの平均歩数  | 20～64歳男性        | 7,977歩         | 調査中止のため<br>未把握             | 8,700歩以上                   | —                      | 県民健康・栄養調査       |                 |
|                             |   | 20～64歳女性        | 7,406歩         |                            | 8,200歩以上                   | —                      |                 |                 |
|                             |   | 65歳以上男性         | 5,637歩         |                            | 6,400歩以上                   | —                      |                 |                 |
|                             |   | 65歳以上女性         | 4,330歩         |                            | 5,100歩以上                   | —                      |                 |                 |
|                             | 運動習慣がある人  | 20～64歳男性        | 18.9%          | 調査中止のため<br>未把握             | 24%以上                      | —                      |                 |                 |
|                             |   | 20～64歳女性        | 25.3%          |                            | 30%以上                      | —                      |                 |                 |
|                             |   | 65歳以上男性         | 49.2%          |                            | 54%以上                      | —                      |                 |                 |
|                             |   | 65歳以上女性         | 30.3%          |                            | 35%以上                      | —                      |                 |                 |
| 歯・口腔の健康                     | 進行した歯周炎を有する人の割合   | 40歳             | 47.0%          | 51.6%(H29)                 | 35%以下                      | ×                      | 熊本県歯科保健実態調査     |                 |
|                             |   | 50歳 (H22)       | 56.5%          | 60.0%(H29)                 | 40%以下                      | ×                      |                 |                 |
|                             |   | 60歳             | 63.5%          | 65.1%(H29)                 | 50%以下                      | ×                      |                 |                 |
|                             | 60歳で24本以上の自分の歯を有する人の割合                                      | 63.9%           | 64.4%(H29)     | 70%以上                      | △                          | 熊本県健康づくりに関する意識調査       |                 |                 |
|                             | 80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合                                      | 38.3%           | 51.7%(H29)     | 50%以上                      | ◎                          | 熊本県健康づくりに関する意識調査       |                 |                 |
| 健康増進事業における歯周疾患検診を実施している市町村数 | 19市町村 (H22)   | 23市町村           | 28市町村          | ○                          | 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」       |                        |                 |                 |
| 睡眠・休養                       | 睡眠による休養を十分にとれていない人の割合                                       | 20.3%           | 27.9%          | 14%以下                      | ×                          | 熊本県健康づくりに関する意識調査       |                 |                 |
| たばこ                         | 成人の喫煙率  | 総数              | 17.3%          | 調査中止のため<br>未把握             | 成人の喫煙率の減少<br>(喫煙をやめた人がやめる) | —                      | 県民健康・栄養調査       |                 |
|                             |   | 男性              | 33.4%          |                            |                            | —                      |                 |                 |
|                             |   | 女性              | 4.8%           |                            |                            | —                      |                 |                 |
|                             | 未成年者の喫煙割合<br>「今までにタバコを一口でも吸ったことがある」と答える児童・生徒                | 小学5・6年生         | 4.2%           | 調査中止のため<br>未把握             | 0%                         | —                      | 熊本県学校保健生活実態調査   |                 |
|                             |   | 中学生             | 6.3%           |                            |                            | —                      |                 |                 |
|                             |   | 高校生             | 11.6%          |                            |                            | —                      |                 |                 |
|                             | 妊婦の喫煙率  | 4.4%            | 2.9% (H28)     | 0%                         | ○                          | 3～5か月児の健診時の保護者への聞き取り結果 |                 |                 |
|                             | 受動喫煙防止対策実施割合  | 行政              | 県有施設           | 82.0%                      | 100% (H28.12)              | 100%                   | ◎               | 熊本県受動喫煙防止対策状況調査 |
|                             |   |                 | 市町村            | 87.9%                      | 97.4% (H28.12)             |                        | ○               |                 |
|                             |   | 医療機関<br>職場・飲食店等 | 病院・診療所         | 90.9%                      | 93.9% (H26)                | 100%                   | ○               | 医療施設静態調査        |
| 事業所<br>飲食店・宿泊業              |   |                 | 66.0%<br>31.5% | 74.6% (H29)<br>46.5% (H29) | 増加                         | ◎<br>◎                 | 熊本県受動喫煙防止対策状況調査 |                 |
| 家庭内においてほぼ毎日受動喫煙の機会がある人      | 15.6%   | 調査中止のため<br>未把握  | 減少             | —                          | 県民健康・栄養調査                  |                        |                 |                 |
| アルコール                       | 多量(生活習慣病のリスクを高める量)に飲酒する人の割合                                 | 男性              | 14.7%          | 調査中止のため<br>未把握             | 13.6%以下                    | —                      | 県民健康・栄養調査       |                 |
|                             |   | 女性              | 4.4%           |                            | 3.9%以下                     | —                      |                 |                 |
|                             | 未成年者の飲酒割合<br>「今までにアルコールの入った飲み物(お酒やビールなど)を飲んだことがある」と答える児童・生徒 | 小学5・6年生         | 43.5%          | 調査中止のため<br>未把握             | 0%                         | —                      | 熊本県学校保健生活実態調査   |                 |
|                             |   | 中学生             | 42.5%          |                            |                            | —                      |                 |                 |
|                             |   | 高校生             | 48.9%          |                            |                            | —                      |                 |                 |

## 2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防

### (1) 特定健康診査・特定保健指導の体制整備による生活習慣病対策

| 評価指標名                   | 策定時の現状 (H23)  | 現状<br>(把握可能な最新値) | 目標 (H29)          | 達成状況 | 出典                    |
|-------------------------|---------------|------------------|-------------------|------|-----------------------|
| 特定健康診査の実施率              | 40.0%         | 45.9% (H26)      | 70%以上             | ○    | 厚生労働省「特定健康診査・保健指導確定値」 |
| 特定保健指導の実施率              | 20.5%         | 26.8% (H26)      | 45%以上             | ○    |                       |
| メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 | 224,000人(推定数) | 21.7% (H27)      | 平成20年度制度開始時より25%減 | ○    |                       |

(2) 糖尿病対策

| 評価指標名  | 策定時の現状 (H23) | 現状 (把握可能な最新値)         | 目標 (H29) | 達成状況 | 出典   |
|--|--------------|-----------------------|----------|------|--|
| 糖尿病連携医数  | 197人 (H24)   | 125人 (H29.6)          | 増加       | ×    | 「熊本県糖尿病対策推進会議」ホームページ   |
| 日本糖尿病学会専門医数  | 80人 (H24)    | 94人 (H29.6)           | 増加       | ◎    |  |
| 糖尿病療養指導士数  | 460人 (H24)   | 513人 (H29.6)          | 増加       | ◎    | 「日本糖尿病療養指導士認定機構」ホームページ   |
| 特定健診受診者のうち空腹時血糖100mg/dl以上の者の割合                                       | 35.9%        | 35.0% (H25) (全国30.7%) | 全国平均値    | ○    | 国からの提供データ (平成22年度特定健診結果)                                       |
| 特定健診受診者のうちHbA1c (JDS値) 5.2%以上の者の割合                                   | 65.0%        | 52.8% (H25) (全国44.7%) |          | ○    |  |
| 特定健診受診者のうち「血糖コントロール指標」におけるコントロール不良者【HbA1cがJDS値8.0% (NGSP値8.4%)以上】の割合 | 1.3% (H22)   | 1.1% (H25)            | 1.1%以下   | ◎    | 国からの提供データ (平成22年度特定健診結果)                                       |
| 高血糖を指摘され病院受診を勧められ「定期的に通院している」人の割合                                    | 41.1%        | 31.9%                 | 50%以上    | ×    | 熊本県健康づくりに関する意識調査   |
| 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数   | 245人 (H22)   | 188人 (H27)            | 230人以下   | ◎    | 「健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料」(日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の実況(2016年3月15日現在)」) |

(3) 循環器疾患対策

| 評価指標名  | 策定時の現状 (H22)               | 現状 (把握可能な最新値)                  | 目標 (H29)                         | 達成状況 | 出典            |
|--|----------------------------|--------------------------------|----------------------------------|------|---------------|
| 脳卒中(脳血管疾患)の年齢調整死亡率(人口10万対)                     | 男性 45.5<br>女性 24.7         | 男性 33.9 (H27)<br>女性 19.2 (H27) | 男女とも年齢調整死亡率の低下                   | ○    | 厚生労働省「人口動態調査」 |
| 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率(人口10万対)                         | 男性 13.5<br>女性 5.4          | 男性 8.6 (H27)<br>女性 3.5 (H27)   | 男女とも年齢調整死亡率の低下                   | ○    | 厚生労働省「人口動態調査」 |
| 収縮期血圧の平均値                                      | 男性 138 mmHg<br>女性 132 mmHg | 調査中止のため未把握                     | 男性 134 mmHg<br>女性 128 mmHg (H34) | —    | 県民健康・栄養調査     |
| 脂質異常症有病者(総コレステロール240mg/dl以上、もしくは服薬をしている人)の割合   | 男性 14.2%                   | 調査中止のため未把握                     | 12.4%以下                          | —    | 県民健康・栄養調査     |
|  | 女性 19.7%                   |                                | 17.2%以下                          | —    |               |
| 脂質異常症有病者(LDLコレステロール160mg/dl以上、もしくは服薬をしている人)の割合 | 男性 7.3%                    | 調査中止のため未把握                     | 6.4%以下                           | —    | 県民健康・栄養調査     |
|  | 女性 10.1%                   |                                | 8.9%以下                           | —    |               |

(4) がん対策

| 評価指標名                            | 策定時の現状 (H23)                  | 現状 (把握可能な最新値)                 | 目標 (H29) | 達成状況 | 出典   |
|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------|------|--|
| 各種がん検診受診率                        | 胃がん (H22)<br>男性40.1%、女性33.0%  | 胃がん (H25)<br>男性51.0%、女性40.2%  | 50%以上    | ◎ ○  | 厚生労働省「国民生活基礎調査」  |
|                                  | 肺がん (H22)<br>男性30.0%、女性28.3%  | 肺がん (H25)<br>男性49.6%、女性44.9%  |          | ○ ○  |  |
|                                  | 大腸がん (H22)<br>男性31.0%、女性26.1% | 大腸がん (H25)<br>男性43.0%、女性38.6% |          | ○ ○  |  |
|                                  | 子宮頸がん (H22)<br>37.8%          | 子宮頸がん (H25)<br>46.0%          |          | ○    |  |
|                                  | 乳がん (H22)<br>38.9%            | 乳がん (H25)<br>49.2%            |          | ○    |  |
| 精検受診率70%以上(乳がんについては80%以上)の市町村数   | 胃がん (H21) 39/45市町村            | 38/45市町村 (H26)                | 45市町村    | △    | 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」<br>※「がん検診事業の評価に関する委員会」が提案するプロセス指標数値 |
|                                  | 肺がん (H21) 35/41市町村            | 42/44市町村 (H26)                |          | ○    |  |
|                                  | 大腸がん (H21) 34/45市町村           | 38/45市町村 (H26)                |          | ○    |  |
|                                  | 子宮頸がん (H21) 26/45市町村          | 38/45市町村 (H26)                |          | ○    |  |
|                                  | 乳がん (H21) 22/38市町村            | 31/38市町村 (H26)                |          | ○    |  |
| がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)          | 79.3 (H22)                    | 72.2 (H27)                    | 69.3     | ○    | 国立がん研究センターがん情報センター                                       |
| 新規のがん入院患者に対するがん地域連携クリティカルパスの導入件数 | 558件                          | 761件 (H27年度)                  | 650件     | ◎    | 健康づくり推進課調べ   |
| がん予防対策企業等連携協定を締結した企業等            | 19企業・団体 (H25.3月現在)            | 23 (H29.3)                    | 増加       | ◎    | 健康づくり推進課調べ   |

### 3. ライフステージ特有の健康課題に応じた施策の推進

#### (1) 次世代の健康づくり

| 評価指標名      | 策定時の現状 (H23) | 現状<br>(把握可能な最新値) | 目標 (H29) | 達成状況 | 出典                            |
|------------|--------------|------------------|----------|------|-------------------------------|
| 低出生体重児出生率  | 9.2%         | 9.49% (H27)      | 減少       | ×    | 厚生労働省「人口動態調査」                 |
| 極低出生体重児出生率 | 8.5%         | 8.9% (H27)       | 全国平均以下   | ×    | 厚生労働省「人口動態調査」                 |
| 妊婦の喫煙率     | 4.4%         | 2.9% (H28)       | 0%       | ○    | 3～5か月児の健診時の保護者への聞き取り結果(喫煙の有無) |

#### (2) 働く世代のこころの健康づくり

| 評価指標名          | 策定時の現状 (H23) | 現状<br>(把握可能な最新値) | 目標 (H29)      | 達成状況 | 出典               |
|----------------|--------------|------------------|---------------|------|------------------|
| ストレスのある人の割合    | 59.6%        | 60.4%            | 39%以下         | ×    | 熊本県健康づくりに関する意識調査 |
| 自殺死亡率(人口10万対)  | 23.0人        | 18.8人 (H28)      | 20.4人以下 (H28) | ◎    | 厚生労働省「人口動態調査」    |
| 自殺予防ゲートキーパー養成数 | 240人         | 1,088人 (H28年度末)  | 990人以上        | ◎    | 障がい者支援課調べ        |

#### (3) 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

| 評価指標名                                      | 策定時の現状 (H23) | 現状<br>(把握可能な最新値)         | 目標 (H29)    | 達成状況 | 出典               |
|--|--------------|--------------------------|-------------|------|------------------|
| 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを考えて食べている高齢者(70歳以上)の割合 | 59.0%        | 69.6% (H25)              | 65%以上       | ◎    | 県民アンケート          |
| 80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合                     | 38.3%        | 51.7% (H29)              | 50%以上       | ◎    | 熊本県健康づくりに関する意識調査 |
| 要支援1、2の高齢者の維持改善率                           | 63.3% (H22)  | 64.7% (H26)              | 70% (H26末)  | ○    | 認知症対策・地域ケア推進課調べ  |
| 高齢者無料職業紹介所を通じた就職者数                         | (636人) 489人  | 434人 (H27)               | 650人 (H29末) | ×    | 高齢者支援課調べ         |
| 高齢者人口に対する二次予防事業参加者の割合                      | 1.19% (H22)  | 1.31% (H26)              | 2.5% (H26末) | △    | 認知症対策・地域ケア推進課調べ  |
| 熊本さわやか大学校の卒業生の地域・社会貢献活動実績                  | 56.0%        | 82% (H27)                | 70% (H26末)  | ◎    | 高齢者支援課調べ         |
| シルバーインストラクター登録人数                           | —            | 124件 (123人1団体) (H28.12月) | 120人 (H27末) | ◎    | 高齢者支援課調べ         |

### 4. 健康を支え、守るための社会環境の整備

| 評価指標名          | 策定時の現状 (H23) | 現状<br>(把握可能な最新値) | 目標 (H29) | 達成状況 | 出典         |
|----------------|--------------|------------------|----------|------|------------|
| 健康増進計画策定市町村数   | 30市町村        | 39市町村            | 45市町村    | ○    | 健康づくり推進課調べ |
| 健康づくり県民会議構成団体数 | 43団体         | 43団体             | 増加       | △    | 健康づくり推進課調べ |

## くまもと21ヘルスプラン推進委員会設置要項

(設置目的)

第1条 熊本県健康増進計画(くまもと21ヘルスプラン)を推進するうえで重要な課題について協議、検討し、計画の実行を期するため、くまもと21ヘルスプラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 熊本県健康増進計画(くまもと21ヘルスプラン)の数値目標の設定
- (2) 県民の具体的な健康づくり行動計画の策定
- (3) 県民の生涯を通じた健康づくりの推進・評価
- (4) 地域保健・職域保健の連携推進
- (5) 健康増進事業の評価・検討
- (6) その他健康づくりのための必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療・教育・労働関係団体の構成員、県民を代表する者及び関係行政機関等の職員のうちから熊本県健康福祉部長が依頼する。
- 3 委員会は、熊本県地域・職域連携推進協議会を兼ねる。
- 4 委員の任期は、熊本県健康福祉部長が指定した日から、当該指定した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会議の議長となる。



(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会委員は、熊本県健康福祉部関係各課長等が推薦する者とする。
- 3 部会は、会長の指示する事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(対策の実施)

第8条 委員会で決定された事項は、健康づくり関係機関・団体が相互に連携を図り、その推進に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に決める。

附 則

- 1 この要項は、平成12年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成19年3月20日から施行する

附 則

- 1 この要項は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年11月8日から施行する。

くまもと21ヘルスプラン推進委員会（兼 熊本県地域・職域連携推進協議会） 委員名簿

任期：H30.1.4 ～ H30.3.31

| No | 関係団体名                             | 役職名                              | 委員名    | 構成                     | 備考 |
|----|-----------------------------------|----------------------------------|--------|------------------------|----|
| 1  | 熊本大学大学院生命科学研究部<br>（公衆衛生・医療科学分野）   | 教授                               | 加藤 貴彦  | 学識経験者                  |    |
| 2  | 公益社団法人 熊本県医師会                     | 副会長                              | 八木 剛志  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 3  | 一般社団法人 熊本県歯科医師会                   | 理事                               | 赤尾 浩彦  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 4  | 公益社団法人 熊本県栄養士会                    | 副会長                              | 田上あつみ  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 5  | 公益社団法人 熊本県看護協会                    | 副会長                              | 堀田 美波  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 6  | 公益社団法人 熊本県薬剤師会                    | 理事                               | 池川登紀子  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 7  | 熊本県健康を守る婦人の会                      | 評議員                              | 船田 公子  | 県民を代表する者               |    |
| 8  | 熊本県食生活改善推進員連絡協議会                  | 会長                               | 和田 順子  | 県民を代表する者               |    |
| 9  | 公益社団法人 熊本県老人クラブ連合会                | 女性委員                             | 田中 素子  | 県民を代表する者               |    |
| 10 | 熊本県集団検診機関連絡会                      | (日本赤十字社熊本健康<br>管理センター)<br>保健看護部長 | 盛川 恵美子 | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 11 | 健康保険組合連合会熊本連合会                    | 事務局長                             | 林田 千春  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 12 | 熊本県国民健康保険団体連合会<br>（保健事業支援課）       | 課長補佐                             | 藤岡 直美  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 13 | 地方公務員共済組合熊本県協議会<br>（警察共済組合熊本支部）   | 事務長                              | 田中 亮臣  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 14 | 全国健康保険協会熊本支部                      | 企画総務部長                           | 山田 理佳  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 15 | 独立行政法人労働者健康安全機構<br>熊本産業保健総合支援センター | 労働衛生専門職                          | 平島 和宏  | 保健医療・教育・労働<br>関係団体の構成員 |    |
| 16 | 熊本労働局（労働基準部健康安全課）                 | 地方労働衛生<br>専門官                    | 平島 佳実  | 関係行政機関の職員              |    |
| 17 | 熊本県市長会                            | 事務局次長                            | 藤崎 博之  | 関係行政機関の職員              |    |
| 18 | 熊本県町村会                            | 事務局長                             | 宮川 章二  | 関係行政機関の職員              |    |

## 熊本県健康づくり県民会議設置要項

### (名称)

第1条 この会議は、熊本県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 すべての県民が生涯を通じて健やかで心豊かに生き生きとした生活を送ることができるよう、県民の健康づくりの気運を盛り上げ、県民代表、関係機関・団体、学識経験者、行政などが一体となった総合的な健康づくり運動を展開し、健康な“くまもと”の実現を目指すことを目的とする。

### (協議事項)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 「熊本県健康増進計画」の効率的かつ継続的な展開に関する事。
- (2) 健康づくりを効果的に推進するための普及啓発に関する事。
- (3) 健康づくり活動への支援・協力に関する事。
- (4) 健康づくりを推進するために必要な情報や意見交換に関する事。
- (5) その他、県民会議の目的を達成するために必要な活動に関する事。

### (組織)

第4条 県民会議は、学識経験者、保健医療福祉関係者、県民代表、事業者、教育・行政等で構成する。

### (役員)

第5条 県民会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、県知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (会議)

第6条 県民会議は、会長が招集する。

- 2 議長は、副会長の中から会長が指名する。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (公開等)

第7条 県民会議は、公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

### (事務局)

第8条 県民会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

### (幹事会)

第9条 県民会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、県民会議の円滑な運営を図るため、企画・運営の調整を行う。
- 3 幹事会の幹事は、会長が指名し、幹事長は幹事の互選とする。
- 4 幹事会の運営に必要な事項は、別に定める。

### (その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- この要項は、平成14年1月21日から施行する。  
この要項は、平成19年9月3日から施行する。  
この要項は、平成20年4月1日から施行する。

## 熊本県健康づくり県民会議構成員一覧

【区分内五十音順】

| 区分                              | 団 体 名                     |
|---------------------------------|---------------------------|
| 学識経験者                           | 熊本大学大学院生命科学研究部教授 加藤 貴彦    |
|                                 | 熊本日日新聞社編集局編集委員兼論説委員 山本 晃  |
| 保健医療福祉関係団体                      | 熊本県国民健康保険団体連合会            |
|                                 | 全国健康保険協会熊本支部              |
|                                 | 熊本県市町村保健師協議会              |
|                                 | 熊本県集団検診機関連絡会              |
|                                 | 熊本県臨床心理士会                 |
|                                 | 健康保険組合連合会熊本連合会            |
|                                 | 一般財団法人 熊本県社会保険協会          |
|                                 | 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会         |
|                                 | 公益社団法人 熊本県医師会             |
|                                 | 公益社団法人 熊本県栄養士会            |
|                                 | 公益社団法人 熊本県看護協会            |
|                                 | 一般社団法人 熊本県歯科医師会           |
|                                 | 公益社団法人 熊本県歯科衛生士会          |
|                                 | 公益社団法人 熊本県薬剤師会            |
|                                 | 公益社団法人 熊本県理学療法士協会         |
|                                 | 公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会        |
|                                 | 一般社団法人 熊本県保育協会            |
|                                 | 特定非営利活動法人 日本健康運動指導士会熊本県支部 |
| 独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター |                           |
| 県民を代表する団体                       | 熊本県健康を守る婦人の会              |
|                                 | 熊本県食生活改善推進員連絡協議会          |
|                                 | 熊本県地域婦人会連絡協議会             |
|                                 | 熊本県 PTA 連合会               |
|                                 | 特定非営利活動法人 熊本消費者協会         |
|                                 | 公益社団法人 熊本県老人クラブ連合会        |
|                                 | 熊本県青年農業者クラブ連絡協議会          |
| 事業者団体                           | 熊本県温泉協会                   |
|                                 | 熊本県商工会議所連合会               |
|                                 | 熊本県商工会連合会                 |
|                                 | 熊本県調理師会                   |
|                                 | 熊本県農業協同組合中央会              |
|                                 | 一般社団法人 熊本県食品衛生協会          |
|                                 | 一般社団法人 熊本青年会議所            |
| 教育・行政                           | 一般社団法人 熊本県私立幼稚園連合会        |
|                                 | 熊本県私立中学高等学校協会             |
|                                 | 公益財団法人 熊本県学校保健会           |
|                                 | 熊本労働局                     |
|                                 | 熊本県市長会                    |
|                                 | 熊本県町村会                    |
|                                 | 熊本県教育長                    |
|                                 | 熊本県知事                     |

## 国・県の健康づくり対策の変遷

| 国の健康づくり対策   | 県の健康づくり対策  |
|---|--|
| <p>「第1次国民健康づくり対策」(S53～S62)</p> <p>&lt;基本的考え方&gt;</p> <p>1 生涯を通じた健康づくりの推進<br/>成人病予防のための1次予防の推進</p> <p>2 健康づくりの3要素(栄養・運動・休養)<br/>の健康増進事業の推進(栄養に重点)</p> <p>&lt;ポイント&gt;</p> <p>① 生涯を通じる健康づくりの推進</p> <p>② 健康づくりの基盤整備</p> <p>③ 健康づくりの啓発・普及</p> | <p>「国の第1次国民健康づくり対策を受けて、健康づくりを推進」(S53～S62)</p> <p>※自分の健康は自分で守るという認識の基に、小児から老人まで総合的に健康づくり対策を積極的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村健康づくり推進協議会の設置</li> <li>・婦人の健康づくりの推進</li> <li>食生活改善推進協議会の育成</li> </ul>  |
| <p>「第2次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン)」(S63～)</p> <p>&lt;基本的考え方&gt;</p> <p>1 生涯を通じる健康づくりの推進</p> <p>2 栄養・運動・休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進</p> <p>&lt;ポイント&gt;</p> <p>健康づくりのための運動を普及するためのマンパワーの確保と健康増進認定施設の推進</p>                             | <p>「くまもと80ヘルスプラン」(S63～H4)</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>健康づくりのために「自分の健康は自分で創り守る」という意識の啓発と対策の推進</p> <p>&lt;事業概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業を中心として、総合的な健康づくりや地域の特定課題への取組み</li> <li>・健康フェアやヘルスアップ教室を通じた健康づくりや健康運動の普及</li> <li>・保健所職員を中心にしたマンパワーの養成・健康運動、健康食生活のマニュアル作成</li> </ul> |
|   | <p>「くまもと県民ヘルスプラン」(H5～H9)</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>栄養・運動・休養の面からの多面的、総合的な成人病対策</p> <p>&lt;事業概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養、運動、休養という要素別の取組み</li> <li>・環境整備、地域支援、普及啓発という3つの方向から事業構築</li> <li>・行政、医療、民間団体との連携を通じた取組み</li> </ul>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>「健康日本（21世紀における国民健康づくり運動）」（H12～H22）</p> <p>&lt;基本的考え方&gt;</p> <p>1 「1次予防」の重視と高度な生活の質の維持</p> <p>2 国民の保健医療推進水準の指標となる具体的目標を定めた</p> <p>&lt;基本理念&gt;</p> <p>国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壮年期死亡の減少</li> <li>・ 痴呆や寝たきりにならず生活できる期間（健康寿命）の延伸</li> <li>・ 生活の質の向上</li> </ul> <p>健康増進法公布（H14.8.2）</p> <p>健康日本21の法制化。健康づくりの法的基盤の整備</p><br><p>医療制度改革関連法成立（H18.6）</p> <p>「疾病の予防」の実現のため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の考え方を取り入れた生活習慣病対策の取組み</p><br><p>「都道府県健康増進計画改定ガイドライン（確定版）」</p> <p>（H19.10）</p> <p>生活習慣病対策に焦点をあてた新しい健康増進計画の策定指針</p> | <p>「くまもと21ヘルスプラン」（H10～H14）</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>健康的な生活習慣の確立を念頭に置いた多面的総合的な計画</p> <p>&lt;事業概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民を取り巻く生活習慣のすべての要素からの取組み</li> <li>・ 「生活習慣」「生活環境」「社会的連携」という目標設定型の事業構築</li> <li>・ 関係機関・団体との連携</li> </ul> <p>「くまもと21ヘルスプラン推進プログラム」（H13～H22）</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>ヘルスプランを強化し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標の設定</li> <li>・ 個人の行動指針、関係機関・団体の行動指針を例示</li> </ul> <p>「くまもと21ヘルスプラン」（H15～H22）</p> <p>「くまもと21ヘルスプラン」（H10～H14）と「くまもと21ヘルスプラン推進プログラム」を一体化させたもの</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>疾病の発病を予防する一次予防に重点をおき、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な数値目標を設定し、諸活動の成果を評価</li> </ul> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件」告示（H24.7.10）</p> <p>平成25年度から平成34年度までの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」について示したもの</p> <p>&lt;基本的な方向&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命の延伸と健康格差の縮小</li> <li>・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底</li> <li>・社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上</li> <li>・健康を支え、守るための社会環境の整備</li> <li>・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善</li> </ul> | <p>「第2次くまもと21ヘルスプラン」（H20～H24）</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>生活習慣病対策に重点をおき、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都道府県健康増進計画改定ガイドライン」で示された代表項目及び本県独自の数値目標の設定</li> <li>・関係者の役割分担の明確化</li> </ul> <p>「第3次くまもと21ヘルスプラン」（H25～H29）</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>生活習慣病対策を引き続き重視し、一次予防に重点を置いた子どもの頃からの生活習慣病の予防や重症化予防、健康づくりのための社会環境整備に重点をおいた施策に取組み、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康日本21（第2次）」で示された目標及び本県独自の数値目標の設定</li> </ul> |
|---|--|

(平成十四年八月二日)

(法律第百三号)

## ○健康増進法

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針等（第七条—第九条）

第三章 国民健康・栄養調査等（第十条—第十六条）

第四章 保健指導等（第十七条—第十九条の四）

第五章 特定給食施設等

第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条—第二十四条）

第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）

第六章 特別用途表示、栄養表示基準等（第二十六条—第三十三条）

第七章 雑則（第三十四条・第三十五条）

第八章 罰則（第三十六条—第四十条）

附則

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければな



らない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 二 船員保険法（昭和二十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険組合連合会
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- 七 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 九 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律第（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定める者

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努力するものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(健康診査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(以下「健康診査等指針」という。)定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

.....(第三章 国民健康・栄養調査等～以降は記載省略).....